

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和三十三年五月十九日

○第二十六回 衆議院會議録第四十五号(その一)

昭和三十三年五月十九日(日曜日)

議事日程 第三十六号

午前十時開議

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第四 国家行政組織法の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)(参議院回付)

●本日の会議に付した案件

日程第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第四 国家行政組織法の一部を改正する法律案(第二十四回国会内閣提出)(参議院回付)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案(本院提出、参議院回付)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案、本院議決案、大蔵委員会及び決算委員会の閉会中審査の件

午後十一時四十分開議
○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

日程第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(益谷秀次君) 日程第一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第二、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第三、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右三案を一括して議題といたします。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和三十三年五月十八日
参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級			8 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		57,600	12		42,200	12		30,300	12		20,300	12		15,300	12		11,400	12		9,200	12		6,100	12
2		60,000			44,400	12		32,000	12		21,400	12		16,300	12		12,300	12		9,800	12		6,300	12
3		62,400			46,600	12		33,700	12		22,600	12		17,300	12		13,300	12		10,600	12		6,600	12
4		64,800			48,800	12		35,400	12		23,800	12		18,300	12		14,300	12		11,400	12		7,000	12
5		67,200			51,000	12		37,100	12		25,000	12		19,300	12		15,300	12		12,300	12		7,400	12
6		69,600			53,200	12		38,800	12		26,200	12		20,300	12		16,300	12		13,300	12		8,000	12
7		72,000			55,400	15		40,500	12		27,500	12		21,400	12		17,300	12		14,300	12		8,600	12
8					57,600	18		42,200	15		28,900	12		22,600	15		18,300	12		15,300	12		9,200	12
9					60,000	21		44,400	18		30,300	12		23,800	15		19,300	15		16,300	12		9,800	12
10					62,400	24		46,600	21		32,000	15		25,000	15		20,300	15		17,300	15		10,600	15
11					64,800			48,800			33,700	15		26,200	18		21,400	18		18,300	18		11,400	18
12								51,000	24		35,400	18		27,500	21		22,600	18		19,300	18		12,300	18
13											37,100	21		28,900	24		23,800	21		20,300	21		13,300	21
14											38,800	24		30,300			25,000	24		21,400	24		14,300	24
15											40,500						26,200			22,600			15,300	

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(本院送付案に対する参議院の修正に係る
本文を掲ぐ。小字及び一は参議院修正)

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その一) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(参議院回付) 外二案

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間	俸 給 月 額	昇給 期 間
1	16,300 ^円	9 ^月	11,500 ^円	9 ^月	9,200 ^円	9 ^月	6,200 ^円	9 ^月	5,300 ^円	6 ^月
2	16,900	9	12,100	9	9,700	9	6,500	9	5,400	6
3	17,500	9	12,700	9	10,300	9	6,800	9	5,500	6
4	18,100	9	13,300	9	10,900	9	7,100	9	5,600	6
5	18,700	9	13,900	9	11,500	9	7,400	9	5,700	6
6	19,300	9	14,500	9	12,100	9	7,800	9	5,800	6
7	19,900	9	15,100	9	12,700	9	8,200	9	5,900	6
8	20,500	9	15,700	9	13,300	9	8,700	9	6,000	6
9	21,100	9	16,300	9	13,900	12	9,200	9	6,200	9
10	21,700	9	16,900	9	14,500	12	9,700	12	6,500	9
11	22,300	12	17,500	9	15,100	12	10,300	12	6,800	9
12	22,900	12	18,100	9	15,700	12	10,900	12	7,100	9
13	23,500	12	18,700	12	16,300	12	11,500	12	7,400	12
14	24,100	12	19,300	12	16,900	12	12,100	12	7,800	12
15	24,700	12	19,900	12	17,500	15	12,700	15	8,200	12
16	25,300	12	20,500	12	18,100	15	13,300	15	8,700	12
17	25,900	15	21,100	12	18,700	15	13,900	15	9,200	12
18	26,500	15	21,700	12	19,300	15	14,500	15	9,700	15
19	27,100	15	22,300	15	19,900	15	15,100	¹⁵ 18	10,300	15
20	27,700	15	22,900	15	20,500	15	15,700	¹⁵ 18	10,900	15
21	28,300	15	23,500	15	21,100	15	16,300	¹⁵ 18	11,500	¹⁵ 18
22	28,900	15	24,100	15	21,700	18	16,900	¹⁵ 18	12,100	¹⁵ 18
23	29,500	15	24,700	15	22,300	18	17,500	¹⁵ 18	12,700	¹⁵ 18
24	30,100	18	25,300	18	22,900	18	18,100	18	13,300	¹⁵ 18
25	30,700	18	25,900	18	23,500	18	18,700	18	13,900	¹⁵ 18
26	31,300		26,500		24,100		19,300	18	14,500	¹⁵ 18
27							19,900	18	15,100	¹⁵ 18
28							20,500		15,700	¹⁵ 18
29									16,300	18
30									16,900	18
31									17,500	18
32									18,100	18
33									18,700	

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間	俸 給 月 額	俸 給 月 額	昇 給 期 間
1	57,600	30,000	12	19,400	12	15,800	12	9,800	12	7,400	12							
2	60,000	31,600	12	20,800	12	17,000	12	10,800	12	8,000	12							
3	62,400	33,200	12	22,200	12	18,200	12	11,800	12	8,600	12							
4	64,800	34,800	12	23,600	12	19,400	12	12,800	12	9,200	12							
5	67,200	36,400	12	25,200	12	20,800	12	13,800	12	9,800	12							
6	69,600	38,000	12	26,800	12	22,200	12	14,800	12	10,800	12							
7	72,000	39,600	12	28,400	12	23,600	15	15,800	15	11,800	12							
8		41,200	12	30,000	12	25,200	15	17,000	15	12,800	12							
9		42,800	12	31,600	12	26,800	15	18,280	15	13,800	12							
10		44,400	12	33,200	15	28,400	15	19,400	15	14,800	12							
11		46,000	12	34,800	15	30,000	15	20,800	15	15,800	15							
12		47,600	15	36,400	15	31,600	15	22,200	15	17,000	15							
13		49,600	15	38,000	15	33,200	15	23,600	18	18,200	15							
14		51,600	15	39,600	15	34,800	15	25,200	18	19,400	18							
15		53,600	15	41,200	15	36,400	15	26,800	18	20,800	18							
16		55,600	15	42,800	18	38,000	15	28,400	18	22,200	18							
17		57,600	18	44,400	21	39,600	15	30,000	21	23,600	21							
18		60,000	21	46,000	21	41,200	18	31,600	21	25,200	21							
19		62,400	24	47,600	24	42,800	21	33,200	24	26,800	24							
20		64,800		49,600		44,400	24	34,800	24	28,400	24							
21						46,000	24	36,400		30,000								
22						47,600												

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授^{○で人事院規則で定めるもの}のみに適用する。

(三) 大学院を置く大学の教授^{○で人事院規則で定めるもの}については、2等級の13号俸、14号俸、15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

(四) 大学院を置く大学の助教授^{○で人事院規則で定めるもの}については、3等級の11号俸、12号俸、13号俸、14号俸及び15号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ 教育職俸給表(二)

職務 号	の等級 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		25,800 ^円	12 ^月	9,800 ^円	12 ^月	6,600 ^円	12 ^月
2		27,000	12	10,800	12	7,000	12
3		28,200	12	11,800	12	7,400	12
4		29,400	12	12,800	12	8,000	12
5		30,600	12	13,800	12	8,600	12
6		31,800	12	14,800	12	9,200	12
7		33,300	12	15,800	12	9,800	12
8		34,800	12	16,800	12	10,800	12
9		36,300	12	17,800	12	11,800	12
10		37,800	12	18,800	12	12,800	12
11		39,300	12	19,800	12	13,800	12
12		40,800	12	20,800	12	14,800	12
13		42,300	12	21,800	12	15,800	12
14		43,800	15	22,800	12	16,800	12
15		45,300	15	23,800	12	17,800	12
16		46,800	18	24,800	12	18,800	12
17		48,300	21	25,800	12	19,800	15
18		49,800	21	27,000	12	20,800	15
19		51,300	24	28,200	12	21,800	15
20		52,800		29,400	12	22,800	18
21				30,600	12	23,800	18
22				31,800	15	24,800	18
23				33,300	15	25,800	24
24				34,800	15	27,000	24
25				36,300	15	28,200	
26				37,800	15		
27				39,300	15		
28				40,800	18		
29				42,300	21		
30				43,800	21		
31				45,300	24		
32				46,800			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1	20,300 ^円	12 ^月	8,000 ^円	12 ^月	6,600 ^円	12 ^月
2	21,300	12	8,600	12	7,000	12
3	22,300	12	9,200	12	7,400	12
4	23,300	12	9,800	12	8,000	12
5	24,300	12	10,600	12	8,600	12
6	25,300	12	11,400	12	9,200	12
7	26,400	12	12,300	12	9,800	12
8	27,600	12	13,300	12	10,600	12
9	28,800	12	14,300	12	11,400	12
10	30,000	12	15,300	12	12,300	12
11	31,200	12	16,300	12	13,300	12
12	32,400	12	17,300	12	14,300	12
13	33,600	12	18,300	12	15,300	12
14	34,800	12	19,300	12	16,300	15
15	36,000	12	20,300	12	17,300	15
16	37,200	15	21,300	12	18,300	18
17	38,700	15	22,300	12	19,300	18
18	40,200	15	23,300	12	20,300	21
19	41,700	18	24,300	12	21,300	21
20	43,200	21	25,300	12	22,300	24
21	44,700	21	26,400	15	23,300	
22	46,200	24	27,600	15		
23	47,700		28,800	15		
24			30,000	15		
25			31,200	15		
26			32,400	15		
27			33,600	15		
28			34,800	15		
29			36,000	18		
30			37,200	21		
31			38,700	21		
32			40,200	24		
33			41,700			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、附則第四十項及び附則第四十一項の規定を除くは昭和三十三年四月一日から適用する。

うち、附則第五項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近下位の額に達しない場合は、その額の直近下位の額に達しない額であるときは、その新俸給月額)をその者の切替俸給月額とする。

2 昭和三十三年四月一日(以下「切替日」という。)において切替えられる職員の俸給月額(以下「切替俸給月額」という。)は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた俸給月額(改正前の法第六条の規定による特別俸給表の適用を受けていた職員及び改正前の法第十条の規定により俸給の調整額を受けていた職員で人事院の定めるものについては、人事院の定める額。以下「旧俸給月額」という。)に対応する附則別表第一から附則別表第十一までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表(その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の別表第一から別表第七までに掲げる俸給表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3 旧俸給月額が、切替表に期間の定のある旧俸給月額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近下位の額に達しない場合は、その額の直近下位の額に達しない額であるときは、その新俸給月額)をその者の切替俸給月額とする。

4 前項の規定により切替俸給月額を決定された職員については、その者の切替俸給月額を受ける期間(附則第五項の規定により通算される期間を含む)が昭和三十三年七月一日までにその者の旧俸給月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。

5 改正後の法第八條第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(その期間がその俸給月額について改正前の法第八條第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間)に三月(切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月)を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。

6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基づき切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7 前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替俸給月額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の法第八條第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8 旧俸給月額が五万七千円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

9 昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八條第六項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところにより、その者の切替日(附則第四項の規定により俸給月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における昇給については、改正後の法第八條第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の場合、当該号俸に達するまでの昇給については、人事院規則の定めるところによる。

11 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十三年七月二十九日までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十日までに決定することができる。

12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基く命令に従つて定められたものでなければならぬ。

13 改正後の法第六條の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

15 盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で定める職員については、当分の間、教育職俸給表(二)を適用する。

(暫定手当)

16 改正前の法の規定による勤務地手当の支給地域(以下「支給地域」という。)とされていなかった地域に在勤する職員には、当該支給地域の区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。支給地域とされていなかった地域に在勤する職員にも、昭和三十三年十月一日以降、また同様暫定手当を支給する。

17 前項前段の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級のそれぞれの号俸(以下「号俸」という。)の俸給月額(当該号俸による俸給月額の支給を受けない者については、当該号俸によ

る俸給月額を支給を受けるに至るまでの間は、その者が現に受ける俸給月額に千六十二分の千を乗じて得た額と昭和三十一年度予算における国家公務員(国の経営する企業に勤務する職員)の給与等に關する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号)第二条第二項にいう職員を除く。)一人当りの扶養手当の平均月額との合計額に、支給地域の区分が、四級地である場合に於ては百分の二十、三級地である場合に於ては百分の十五、二級地である場合に於ては百分の十、一級地である場合に於ては百分の五を乗じて得た額を基準として、号俸(号俸によらない俸給月額の場合には、俸給月額)とともに支給地域の区分に応じて、人事院規則で定める。

18 改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員のうち人事院規則の定める者につき附則第十六項前段の規定により支給される暫定手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める額とする。

19 改正後の法第十条の規定による俸給の調整額(以下本項において「調整額」という。)を受ける職員につき附則第十六項前段の規定により支給される暫定手当の額は、その者が受ける調整額の月額に千六十二分の千を乗じて得た額に附則第十七項の規定による支給地域の区分に応ずる割合を乗じて得た額

を、同項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

20 附則第十六項後段の規定により支給される暫定手当の額は、支給地域の区分が一級地である地域に在勤する職員に対し支給される附則第十七項又は前項の規定による暫定手当の額に、昭和三十三年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間においては五分の二、同年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間においては五分の三、同年四月一日以降においては五分の五を乗じて得た額とする。

21 昭和三十三年三月三十一日(同年四月一日以降この法律の施行の日)の前日までに、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員、支給地域の区分を異にして異動した職員及び支給地域とされていなかった地域から支給地域に異動した職員(以下本項において「新職員等」という。)については、この法律の施行の日(前日)における改正前の法の規定による職員の勤務地手当の月額が同年四月一日(新職員等については、この法律の施行の日(前日)における改正前の法の規定による職員の勤務地手当の月額が同年四月一日(新職員等については、この法律の施行の日(前日)における改正

正前の法の規定による勤務地手当の月額(支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合に於ては、人事院の定める額)に達するまで、その差額を附則のこれらの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

22 改正前の法第十二条第四項の規定により特例を設けられた官署(以下本項において「特定官署」という。)に勤務する職員に支給される暫定手当に係る支給地域の区分については、同条同項の規定により特例を設けられた支給地域の区分によるものとする。ただし、特定官署の所在地の異動その他人事院規則で定める事由に該当する場合に於ては、従前の例によりその特例を設けることができる。

23 暫定手当は、昭和三十四年四月一日以降において、これを整理し、その一定の額を職員の俸給に繰り入れる措置をするようにするものとする。

24 この法律の施行の日(前日)における改正前の法の規定による職員の俸給(一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)附則第六項の規定による手当を含む)、勤務地手当、俸給の特例調整額及び隔遠地手当の月額の合計額(以下本項において「旧給与

月額」という。)が同日における改正後の法の規定によるその者の俸給、暫定手当、俸給の特例調整額及び隔遠地手当の月額の合計額(以下本項において「新給与月額」という。)をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額(俸給表の適用を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合に於ては、人事院の定める額)に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。改正後の法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

25 この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十三年四月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(暫定手当を基礎とする給与)

26 職員に暫定手当が支給される間、改正後の法第五条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の法第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の四第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第十九条の五第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十

九条の五第二項及び第二十三条第二項から第五項まで中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

27 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める

6 削除
(国家公務員等の旅費に關する法律の一部改正)
28 国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「何級の職務に」を「何等級の職務に」と、「第六条第二項第一号に規定する一般俸給表による当該級の職務及び一般俸給表を」を「第六条第一項第一号に規定する行政職俸給表(以下「行政職俸給表」という。)による当該等級の職務及び行政職俸給表(以下「行政職俸給表」という。)に改める。
第十二条中「職務の級を」を「職務の等級に」改める。
第十六条第一項中「七級を」を「六等級に」、「六級を」を「七等級に」、「十四級を」を「二等級に」、「十一級」を「三等級に」改める。
第十七条第一項中「七級を」を「六等級に」、「六級を」を「七等級に」、「十四級を」を「二等級に」改める。

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その二) 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(参議院回付)外二案

一〇一八

第三十二条中「十三級」を「三等級」に、「十一級」を「四等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。
第三十三条中「十五級以下十三級以上」を「一等級以下三等級以上」に、「十二級以下七級以上」を「四等級以下七等級以上」に、「六級以下」を「八等級」に、「十二級以下の」を「四等級以下の」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十四条第一項中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

別表第一の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	十三級及び十四級の職務にある者			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	四〇〇円	二〇〇円	一五〇円
三等級の職務にある者	古	三八〇円	一五〇円	一五〇円

中「一般職の職員の給与に関する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。

別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	十三級及び十四級の職務にある者			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	一八八〇円	一八八〇円	二九二〇円
三等級の職務にある者	古	一七二〇円	一八八〇円	二九二〇円

を	を			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	二二九〇円	二二九〇円	二二九〇円
三等級の職務にある者	古	二二九〇円	二二九〇円	二二九〇円

を	を			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	二二九〇円	二二九〇円	二二九〇円
三等級の職務にある者	古	二二九〇円	二二九〇円	二二九〇円

別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	十三級及び十四級の職務にある者			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	一七二〇円	一七二〇円	二二九〇円
三等級の職務にある者	古	一七二〇円	一七二〇円	二二九〇円

二等級の職務にある者	二等級の職務にある者			
	古	古	古	古
三等級の職務にある者	古	一七二〇円	一七二〇円	二二九〇円

別表第二の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「十級」を「五等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	十三級及び十四級の職務にある者			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	一八八〇円	一八八〇円	二九二〇円
三等級の職務にある者	古	一七二〇円	一八八〇円	二九二〇円

を	を			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	二二九〇円	二二九〇円	二二九〇円
三等級の職務にある者	古	二二九〇円	二二九〇円	二二九〇円

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	十三級及び十四級の職務にある者			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	一八八〇円	一八八〇円	二九二〇円
三等級の職務にある者	古	一七二〇円	一八八〇円	二九二〇円

を	を			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	二二九〇円	二二九〇円	二二九〇円
三等級の職務にある者	古	二二九〇円	二二九〇円	二二九〇円

を	を			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	二二九〇円	二二九〇円	二二九〇円
三等級の職務にある者	古	二二九〇円	二二九〇円	二二九〇円

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	十三級及び十四級の職務にある者			
	古	古	古	古
二等級の職務にある者	古	一七二〇円	一七二〇円	二二九〇円
三等級の職務にある者	古	一七二〇円	一七二〇円	二二九〇円

29 (国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出發する旅

行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(国家公務員の職階制に関する法律の一部改正)

30 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「級」を「職務の等級」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

31 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三号中「第十條第三項」を削る。

(恩給法の一部改正)

32 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三第一号を次のように改める。

一 削除

別表第四号表中

一七・〇割ニ五二・四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
一九・〇割
一九・〇割ニ三三・六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
二〇・〇割
二〇・五割
二〇・五割ニ一三・九二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
二二・五割
二二・五割
二四・〇割
二四・五割
二四・五割ニ一〇・四四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
二六・五割

を

一七・〇割ニ五二・四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、四四五、二〇〇円ヲ超エ四五六、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ四四九、六〇〇円ヲ、四六〇、八〇〇円ヲ超エ四七一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ四四五、二〇〇円ヲ、四七五、二〇〇円ヲ超エ四八七、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ四八九、六〇〇円ヲ、四九四、四〇〇円ヲ超エ五〇七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ五一、二〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一九・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ二九二、八〇〇円ヲ超エ三〇〇、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ三〇二、四〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一九・〇割ニ三三・六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ二八三、二〇〇円ヲ超エ二九〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ二九一、六〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二〇・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三九、二〇〇円ヲ超エ一四〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四一、六〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二〇・五割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三四、四〇〇円ヲ超エ一三六、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三八、〇〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二〇・五割ニ三三・九二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、一一四、〇〇〇円ヲ超エ一二六、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一七、六〇〇円ヲ、一二〇、〇〇〇円ヲ超エ一二三、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一二三、六〇〇円ヲ、一二九、六〇〇円ヲ超エ一二三、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ一二三、四〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二三・五割
二四・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇四、四〇〇円ヲ超エ一〇五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一〇六、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二四・五割
二四・五割ニ一〇・四四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、九三、六〇〇円ヲ超エ九五、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六、〇〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ超エ九八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九、六〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二六・五割但シ退職当時ノ俸給年額ガ八六、四〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ八八、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

改める。

別表第五号表中

一四・三割	一四・三割三三〇三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合
一五・〇割	一五・〇割
一五・四割	一五・四割
一七・六割	一五・四割三三九、一〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合
一八・〇割	一八・〇割
一八・四割	一八・四割
一九・九割	一八・四割二一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合

を

一八・四割二一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、四四五、二〇〇円ヲ超エ四五六、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ四四九、六〇〇円ヲ、四六〇、八〇〇円ヲ超エ四七一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ四七五、二〇〇円ヲ、四七五、二〇〇円ヲ超エ四八七、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ四八九、六〇〇円ヲ、四九四、四〇〇円ヲ超エ五〇七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ五一、一〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

改める。

一四・三割	一四・三割但シ退職当時ノ俸給年額ガ二九二、八〇〇円ヲ超エ三〇〇、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ三〇二、四〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一四・三割	一四・三割三三〇三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ二八三、二〇〇円ヲ超エ二八五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ二八九、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一五・〇割	一五・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三九、二〇〇円ヲ超エ一四一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四五、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一五・四割	一五・四割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三四、四〇〇円ヲ超エ一三六、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三八、〇〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一七・六割	一五・四割三三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、一一四、〇〇〇円ヲ超エ一一六、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一七、六〇〇円ヲ、一二〇、〇〇〇円ヲ超エ一二二、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一二三、六〇〇円ヲ、一二九、六〇〇円ヲ超エ一三二、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三四、四〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一八・〇割	一八・〇割
一八・四割	一八・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇四、四〇〇円ヲ超エ一〇五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一〇六、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一九・九割	一八・四割
一九・九割	一八・四割二一〇四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、九三、六〇〇円ヲ超エ九五、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九六、〇〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ超エ九八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九九、六〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一九・九割	一九・九割但シ退職当時ノ俸給年額ガ八六、四〇〇円ヲ超エ八七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ八八、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

に

33 (恩給法の一部改正に伴う経過規定)
昭和三十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた扶助料については、改正後の恩給法別表第四号表及び第五号表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

34 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基く勤務地手当(以下「勤務地手当」という。)を支給する地域」を「政令で定める地域」に改める。

地域に、「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

第四条第三項、第五条第二項及び第四項、第六条第三項、第九条第二項、第十条第二項並びに第十三条第二項中「勤務地手当を支給する地域」を「政令で定める地域」に、「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

第十三条第三項中「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)
35 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

を削る。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正)
36 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)

37 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

(国家公務員災害補償法等における就替)

38 職員に暫定手当が支給される間、改正後の国家公務員災害補償法第四條第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法第四條第三項及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)附則第十四項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(地方自治法の一部改正)

39 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四條第二項中「勤務地手当」を削る。

附則第六條の次に次の三條を加える。

第六條の二 地方公共団体は、第二百四條第二項に規定する手当を支給することができる外、当分の間、条例で、同条第一項の

職員に対し、勤務地手当にかえて暫定手当を支給することができる。

第二百四條第三項及び第二百六條の規定は、前項に規定する暫定手当について適用する。

第六條の三 次に掲げる法律の規定中「勤務地手当」を削る。

一 公立高等学校定時制課程職員賃金庫補助法(昭和二十三年法律第三十四号) 第一条
二 市町村立学校職員給与負担法 第一条
三 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号) 第四條第一項

第六條の四 当分の間、改正後の公立高等学校定時制課程職員賃金庫補助法第一条、市町村立学校職員給与負担法第一条及び公立養護学校整備特別措置法第四條第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と読み替えるものとする。

(国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の廃止)
40 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十六号)は、廃止する。

41 次に掲げる法律をそれぞれ次の各号のように改正する。
一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十四号)

号)附則第九項を次のように改める。

9 削除

二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十三号)附則第五項を削る。

三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十二号)附則第三項を次のように改める。

3 削除

四 保安庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十五号)附則第十二項を次のように改める。

12 削除

五 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)附則第十一項を次のように改める。

11 削除

六 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七條第一項第五号を削る。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和三十一年五月十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

本院送付案に対する参議院の修正に添ひては参議院修正

附 則

1 この法律は、公布の日から起算し、昭和三十一年四月一日から適用する。ただし、別表第二の改正規定は、同年六月一日から施行する。

2 内閣総理大臣等には、当分の間、暫定手当を支給する。

3 内閣総理大臣等(秘書官を除く)の暫定手当の月額、その俸給月額に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十二條に規定する支給地域の区分に応じ、その支給割合を乗じて得た額とする。

4 秘書官の暫定手当の月額は、一般職の職員の例に準じて大蔵大臣が定める額とする。

5 この法律の施行前に改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基いてすでに内閣総理大臣等に支払われた昭和三十一年四月一日から同年四月三十日までの期間に係る給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による給与の内払とみなす。

6 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の法第二條中「及び期末手当」とあるのは「暫定手当及び期末手当」と、「俸給」とあるのは「俸給、暫定手当」と、

改正後の法第五條から第七條まで中「俸給」とあるのは「俸給及び暫定手当」と、改正後の法第七條の二及び第七條の三中「俸給月額」とあるのは「俸給及び暫定手当の月額の合計額」と、改正後の法第十五條第二項中「期末手当」とあるのは「期末手当又は暫定手当」と、「例によるほか、同項」とあるのは「例により、又は特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)附則第三項の規定の例によるほか、前項」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

7 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十四号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「暫定手当」を「手当」に改める。

8 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第十二條第四項中「俸給及び勤務地手当のそれぞれ」を「俸給の」に改める。

9 内閣総理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の外務公務員法第十二條第四項中「俸給の百分の八十」とあるのは「俸給及び暫定手当のそれぞれ百分の八十」と読み替えて、同項の規定を適用する。

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その一) 一般職の職員の手給に關する法律の一部を改正する法律案(參議院回付)外二案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和三十三年五月十八日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷 秀次殿

本院送付案に對する參議院の修正に關する本文を附し、小字及びビニールは參議院修正

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

(俸給の切替及びその切替に伴う措置)

2 昭和三十三年四月一日(以下「切替日」といふ)において切り替えられる職員の俸給額(參事官等及び事務官等にあつては俸給月額をいい、自衛官(統合幕僚會議の議長たる自衛官を除く。以下同じ)にあつては俸給日額をいう。以下同じ)は、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」といふ)の適用により同年三月三十一日においてその者が受けていた俸給額(旧法第十一條の二の規定により俸給の調整額を受けていた事務官等で總理府令で定めるものについては、總理府令で定める額。以下「旧俸

給額」といふ)に對する切替表

(參事官等にあつては附則別表第一、事務官等にあつては政令で定める適用範圍の区分に従い一般職の職員の手給に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)附則別表第一から附則別表第十まで、自衛官にあつては附則別表第二をいう。以下同じ)に掲げる新俸給額に對するそれぞれの俸給表(その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」といふ)別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の手給に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)による改正後の一般職の職員の手給に關する法律別表第一から別表第七までをいう。以下同じ)に定めるその者の属する職務の等級(自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ)の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3 旧俸給額が切替表に期間の定のある旧俸給額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給額(前項の規定により切り替えられた俸給額をいう。以下同じ)を受ける期間に通算される期間が

切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相當する額の直近上位の額(その額が切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相當する額の直近下位の額に對する新俸給額に達しない額であるときは、その新俸給額)をその者の切替俸給額とする。

4 前項の規定により切替俸給額を決定された職員については、その者の切替俸給額を受ける期間(附則第五項の規定により通算される期間を含む)が昭和三十三年七月一日までにその者の旧俸給額について切替表に定める期間に達することとなる者については同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給額を決定するものとする。

5 新法第五條第四項において準用する一般職の職員の手給に關する法律第八條第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給額を受けていた期間(その期間がその俸給額について旧法別表第四において職員区分に從ひ定める期間の最短期間を

こえるときは、その最短期間とし、總理府令で定める者にあつては、これに三月(切替日の前日における俸給額を受けていた期間が三月未満である者で總理府令で定めるものについては、六月)を加えた期間)を切替俸給額を受ける期間に通算する。

6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給額を決定された者については、前項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7 前二項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間が切替俸給額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、新法第五條第四項において準用する一般職の職員の手給に關する法律第八條第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相當する期間短縮する。

8 旧俸給額が參事官等にあつては五万七千七百円、事務官等にあつては五万七千七百円、自衛官にあつては二千八百八十円をこえる者の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわ

らず、政令で定めるところによる。

9 昭和二十七年八月一日から切替日の前日までの間において旧法第六條第三項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との權衡上特に必要があると認められるものについては、政令で定めるところにより、その者の切替日(附則第四項の規定により俸給額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における昇給について、新法第五條第四項において準用する一般職の職員の手給に關する法律第八條第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の場合に於ては、その者の昇給については、政令で定めるところによる。

11 切替日の前日から引き続き在職する事務官等の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十三年六月二十九日までにおいて新たに事務官等となつた者のその事務官等となつた日における職務の等級は、同年同月三十日までに決定することができる。この場合において、その者の職務の等級が

決定されるまでの間においては、総理府令で定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する事務官等については旧法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する同法別表第六に掲げる額の直近上位の額（総理府令で定める者）については、総理府令で定める額）を、切替日以降において新たに事務官等となつた者については総理府令で定める額を、それぞれ俸給月額とみなして新法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を、同法による給与の内払として支給する。

15 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に関し必要な事項は、政令で定める（暫定手当）

16 次長、議長、参事官等及び事務官等には、一般職の職員の給与に關する法律の適用を受ける職員に例に準じて政令で定めるところにより、当分の間、暫定手当を支給する。

17 この法律の施行の日の前日における旧法の規定による職員の俸給（保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十六号）附則第五項の規定による手当を含む）、勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（自衛官にあつては、俸給、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額）（以下本項においてこれらを「旧給与額」という。）が同日における新法の規定によるその者の俸給、暫定手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額（自衛官にあつては、俸給、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額）（以下本項においてこれらを「新給与額」という。）をこえるときは、新給与額が同日における旧給与額（俸給表の適用を異にして異動する場合その他総理府令で定める事由に該当する場合にあつては、総理府令で定める額）に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。新法第十九条の規定は、その差額の支給方法について準用する。

18 この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十三年四月三十〇日までの期間に係る給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

20 保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

5 削除

21 恩給法（大正十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三を次のように改める。

第五十九条ノ三 前条第一項ニ規定スル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸（ノ昇給ニ付テハ転官職ニ依リ昇給ヲ来ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル俸給中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一号俸上位ノ号俸トシテ之ニ直近スル上位ノ号俸ヲ以テ二号俸上位ノ号俸トス

22 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

○議長（金谷秀次君） 三案を一括して採決いたします。三案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（金谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつて、三案とも参議院の修正に同意するに決しました。（拍手）

日程第四 国家行政組織法の一部を改正する法律案（第二十四回国会内閣提出）（参議院回付）

○議長（金谷秀次君） 日程第四、国家行政組織法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

国家行政組織法の一部を改正する法律案（第二十四回国会内閣提出 衆議院継続審査）

貴院から送付された右の案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和三十三年五月十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 金谷秀次君

本議院の修正に對する衆議院の修正に對するは衆議院の修正に對する

14 附則第二項、附則第五項、附則第十一項及び附則第十七項の規定に基き内閣総理大臣が総理府令を定める場合においては、あらかじ

12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、旧法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給額は、同法及びこれに基き命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

13 新法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与に關する法律第六條の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その二) 国家行政組織法の一部を改正する法律案(参議院回付)

但し、審議会又は協議会で臨時のもの、政令の定めるところにより、置くことができる。

附則

- 1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。
- 2 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
第三条中「三部」を「三局」に、「管理」を「行政管理局」に、「統計基準部」を「統計基準局」に、「監察部」を「行政監察局」に改める。
第三条の二中「管区監察局」を「管区行政監察局」に、「監察部」を「行政監察局」に、「地方監察局」を「地方行政監察局」に改める。
第五条を次のように改める。
第五条 削除
- 3 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第六条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。
第六条 削除
第七条に見出しとして「北海道開発庁に置かれる特別な職」を附する。
- 4 自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第五条中「四部」を「四局」に、
- 「行政部」「行政局」「選挙部」「選挙局」「財政部」「財政局」「税務部」「税務局」に改める。
第六条中「次長一人及び」を削る。
第七条を次のように改める。
第七条 削除
第十条(見出しを含む)中「行政部」を「行政局」に改める。
第十一条(見出しを含む)中「選挙部」を「選挙局」に改める。
第十二条(見出しを含む)中「財政部」を「財政局」に改める。
第十三条(見出しを含む)中「税務部」を「税務局」に改める。
5 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第八条を次のように改める。
第八条 削除
第十八条第一項中「内部部局に、課長を」長官官房及び各局に、書記官」に改め、同条第二項を次のように改める。
2 書記官は、命を受け、事務をつかさどる。
第十八条第三項中「課務」を「事務」に改め、同項の次に次の一項を加える。
4 書記官は、長官官房又は各局の課長又は国家行政組織法第二十条第三項に規定する職のいずれかに充てられるものとす。
- 6 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。
第五條中「四部」を「四局」に、「調整部」「調整局」「総合計画局」「総合計画局」「調査部」「調査局」に改める。
第六條第十二号中「他部」を「他局」に改める。
第七條見出しを含む中「調整部」を「調整局」に改め、同条第八号中「他部」を「他局」に改める。
第八條見出しを含む中「計画部」を「総合計画局」に改める。
第九條見出しを含む中「調査部」を「調査局」に改める。
第十條見出しを含む中「調査部」を「調査局」に改める。
第十二條第二項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第十三條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第十四條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第十五條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第十六條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第十七條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第十八條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第十九條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第二十條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第二十一條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第二十二條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第二十三條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第二十四條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第二十五條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第二十六條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第二十七條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第二十八條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第二十九條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第三十條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第三十一條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第三十二條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第三十三條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第三十四條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第三十五條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第三十六條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第三十七條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第三十八條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第三十九條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第四十條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第四十一條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第四十二條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第四十三條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第四十四條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第四十五條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第四十六條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第四十七條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第四十八條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第四十九條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第五十條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第五十一條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第五十二條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第五十三條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第五十四條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第五十五條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第五十六條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第五十七條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第五十八條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第五十九條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第六十條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第六十一條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第六十二條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第六十三條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第六十四條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第六十五條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第六十六條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第六十七條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第六十八條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第六十九條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第七十條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第七十一條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第七十二條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第七十三條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第七十四條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第七十五條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第七十六條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第七十七條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第七十八條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第七十九條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第八十條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第八十一條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第八十二條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第八十三條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第八十四條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第八十五條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第八十六條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第八十七條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第八十八條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第八十九條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第九十條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第九十一條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第九十二條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第九十三條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第九十四條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第九十五條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第九十六條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第九十七條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第九十八條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第九十九條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
第一百條第一項及び第二項中「次長を」事務次官に改める。
- 7 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第十二條中第一項及び第二項を削り、第三項を第一項とし、第四項を第二項とする。
- 8 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二十条第二項第二号中「防衛庁次長」を削る。
- 9 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「防衛庁の次長」を「防衛事務次官」に、「次長」を「事務次官」に、「課長」を「書記官」に、同条第二項、第五條、第十一條第一項、第十二條第三項、第二十三條第二項、第二十七條第二項及び別表第一中「次長」を「事務次官」に改める。
附則第十六項及び附則第十九項中「次長」を「事務次官」に改める。
- 10 自衛隊法(昭和二十九年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「次長」を「事務次官」に改める。
- 11 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。
第五条の二第十六項中「選挙部」を「選挙局」に改める。
- 12 鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。
第六條第二項第三号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。
- 13 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第一百号)の一部を次のように改正する。
第十条第二項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第五号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。
- 14 積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第十三條第一項第三号中「地方自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第十三号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。
- 15 特殊土地、地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
第六條第一項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第六号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。
- 16 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項第一号中「自治庁次長」を「自治事務次官」に、同項第四号中「経済企画庁次長」を「経済企画事務次官」に改める。
- 17 渥田単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)

号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「自治

庁次長を「自治事務次官」に、同

項第六号中「経済企画庁次長」を

「経済企画事務次官」に改める。

19 海岸砂地地帯農業振興臨時措置

法(昭和二十八年法律第十二号)の

一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「自治庁

次長」を「自治事務次官」に、同項

第七号中「経済企画庁次長」を「経

済企画事務次官」に改める。

20 畑地農業改良促進法(昭和二十

八年法律第二百五号)の一部を次

のよう改正する。

第十二条第一項第三号中「自治

庁次長を「自治事務次官」に、同

項第七号中「経済企画庁次長」を

「経済企画事務次官」に改める。

21 離島振興法(昭和二十八年法律

第七十二号)の一部を次のように

改正する。

第十一条第一項第三号中「自治

庁次長を「自治事務次官」に、同

項第四号中「経済企画庁次長」を

「経済企画事務次官」に改める。

23 附則第二項から前項までに掲げ

る法律を除くほか、他の法令中

「行政管理局次長」とあるのは「行

政管理事務次官」と、「北海道開発

庁次長」とあるのは「北海道開発事

務次官」と、「自治庁次長」とある

のは「自治事務次官」と、「経済企

画庁次長」とあるのは「経済企画事

務次官」と、「防衛庁次長」とある

のは「防衛事務次官」と、「科学技

術庁次長」とあるのは「科学技術事

務次官」と読み替える。

○議長(益谷秀次君) 本案の参議院の

修正に同意するに御異議ありません

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認

めます。よって、参議院の修正に同意

するに決しました。(拍手)

環境衛生関係営業の運営の適正化

に関する法律案(本院提出、参

議院回付)

○議長(益谷秀次君) お諮りいたしま

す。参議院から環境衛生関係営業の運

営の適正化に関する法律案が回付され

ました。この際議事日程に追加して右

回付案を議題とするに御異議ありませ

んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認

めます。よって、日程は追加せられま

環境衛生関係営業の運営の適正化に

関する法律案の参議院の回付案を議題

といたします。

環境衛生関係営業の運営の適正化

に関する法律案

右の貴院提出案は本院において修正

議決した。よって国会法第八十三条

によりここに回付する。

昭和三十一年五月十九日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 環境衛生同業組合

第一節 通則(第三条・第七条)

第二節 事業及び適正化規程

(第八条・第十四条)

第三節 組合員(第十五条・第

二十一条)

第四節 設立(第二十二條・第

二十七条)

第五節 管理(第二十八條・第

四十九条)

第六節 解散及び清算(第五十

条・第五十二条)

第三章 環境衛生同業組合連合会

(第五十三條・第五十六

条)

第四章 営業方法

料金等の規制措置(第五

十七条)

第五章 環境衛生適正化審議会

(第五十八條・第五十九

条)

第六章 雑則(第六十條・第六

十五條)

第七章 罰則(第六十六條・第七

十條)

附則

(目的)

第一条 この法律は、公衆衛生の見

地から国民の日常生活にきわめて

深い関係のある環境衛生関係の営

業について、衛生措置の基準を連

守させ、及び衛生施設の改善向上

を図るため、これらの営業者の組

織の自主的活動を促進するととも

に、当該営業における過度の競争

により適正な衛生措置を講ずるこ

とが阻害され、又は阻害されるお

それがある場合に、料金等の規制

その他経営の安定をもたすため

の措置を講ずることができるよう

にし、もつて公衆衛生の向上及び

増進に資することを目的とする。

(適用営業及び営業者の定義)

第二条 この法律は、次の各号に掲

げる営業(○)につき適用する。以

て協同組合連合会その他これらに準ずる者で営

利を目的としないものの行事業を除く。以

下同じ。

一 食品衛生法(昭和二十二年法

条に規定する営業のうち、飲食

店営業、喫茶店営業、食肉販売

業及び冰雪販売業

二 理容業(理容師法(昭和二十二

年法律第二百三十四号)の規定

により届出をして理容所を開設

することをいう。)

三 美容業(美容師法(昭和二十二

年法律第 号)の規定により

届出をして美容所を開設するこ

とをいう。)

四 興行場法(昭和二十三年法律

第二百三十七号)に規定する興行

場営業のうち映画、演劇又は演

芸に係るもの

五 旅館業法(昭和二十三年法律

第二百三十八号)に規定する旅館

業

六 公衆浴場法(昭和二十三年法

律第二百三十九号)に規定する浴

場業

七 クリーニング業法(昭和二十

五年法律第二百七号)に規定す

るクリーニング業

2 この法律で「営業者」とは、前項

各号に掲げる営業を営む者をい

う。

(公正取引委員会との関係)

第十三条 厚生大臣は、第九条第一

項の認可又は第十一条第一項の規

定による命令をしようとするとき

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その一) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案(衆議院回付)

一〇二六

2 厚生大臣は、第十一条第一項若しくは第二項の規定による認可の取消をしたとき、又は前条の規定による届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。 3 公正取引委員会は、適正化規程の内容が第九条第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、厚生大臣に対し、第十一条第一項の規定による処分をすべき旨を請求することができる。 4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を官報で公示しなければならない。 (解散の事由) 第五十条 組合は、次の事由によつて解散する。 一 総会の決議 二 破産 三 定款で定める存立時期の満了 四 又は解散の事由の発生 第六十二條の規定による解散の命令 2 前項第一号の総会の決議は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 第四章 営業方法 料金の等しい規制措置 (料金の制限に関する命令) 第五十七條 第九條の規定による適正化規程が実施された場合において、当該組合の申出があつたとき	は、厚生大臣は、当該組合の地区内において、次の各号の一に該当する事態が生じ、かつ、このような事態を放置しては適正な衛生措置の確保にはなほだしい支障を生ずると認めるときに限り、当該適正化規程の内容を参酌して、厚生省令をもつて、当該営業について、料金若しくは販売価格又は営業方法の制限を定め、当該営業者のすべてに対し、これに従うべきことを命ずることができる。 一 当該営業業者で当該適正化規程の適用を受けないものの事業活動により、当該営業の健全な経営を阻害していること。 二 当該組合の自主的活動をもつてしては、組合員の営業の健全な経営を確保することができないこと。 2 第十三條第一項の規定は、前項の場合に準用する。 (環境衛生適正化審議会) 第五十八條 この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、中央環境衛生適正化審議会を置く。 2 都道府県は、第六十四條第一項の政令で厚生大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されたときは、当該委任に係るこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県環境衛生適正化審議会を置くものとする。	3 厚生大臣は、第九條第一項若しくは第五十五條の認可に関する処分、第十一條第一項(第五十六條において準用する場合を含む。)若しくは前条第一項の規定による命令、第十一條第一項若しくは第二項(これらを第五十六條において準用する場合を含む。)の規定による認可の取消、第六十一條の規定による解任の勧告又は第六十二條の規定による解散の命令をしようとするときは、中央環境衛生適正化審議会に諮問しなければならない。 4 前項の規定は、都道府県知事が第六十四條第一項の委任に基き前項に掲げる処分をしようとする場合に準用する。 5 厚生大臣又は都道府県知事は、それぞれ、中央環境衛生適正化審議会又は都道府県環境衛生適正化審議会の答申を尊重しなければならない。 6 中央環境衛生適正化審議会は関係各行政機関に、都道府県環境衛生適正化審議会は関係各行政機関及び中央環境衛生適正化審議会に、この法律の施行に関する事項について建議することができる。 この場合には、前項の規定を準用する。 第五十九條 中央環境衛生適正化審議会は、委員三十五人以内で、都道府県環境衛生適正化審議会は、委員二十人以内で組織する。	2 前項の委員は、利用者及び消費者を代表する者、営業業者を代表する者、関係行政機関の職員並びに学識経験のある者のうちから、中央環境衛生適正化審議会にあつては厚生大臣が、都道府県環境衛生適正化審議会にあつては都道府県知事が任命するものとし、利用者及び消費者を代表する委員並びに営業業者を代表する委員の数は、同数とする。 第五十九條 前二條に定めるもののほか、環境衛生適正化審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。 (報告及び検査) 第六十條 厚生大臣は、この法律に規定する権限を実施するため必要な限度において、営業業者、組合若しくは連合会から必要な報告を徴し、又はその職員をしてその事業所若しくは事務所に入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (役員解任の勧告) 第六十一條 組合又は連合会の役員が、法令の規定、法令の規定に基く処分又は定款に違反したときは、厚生大臣は、組合又は連合会	に対し、その役員の解任を勧告することができる。 (解散の命令) 第六十二條 組合又は連合会が次の各号の一に該当するときは、厚生大臣は、組合又は連合会の解散を命ずることができる。 一 第五條各号(第五十六條において準用する場合を含む。)に適合するものでなくなつたこと。 二 第二十二條第二項(第五十六條において準用する場合を含む。)に規定する設立要件を欠くに至つたこと。 三 その業務が法令の規定、法令の規定に基く処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められること。 (利用者又は消費者の意見の具申) 第六十三條 利用者又は消費者は、何時でも、適正化規程、適正化基準、第五十七條第一項の規定による命令その他この法律の施行に関する事項に関して、厚生大臣、都道府県知事又は環境衛生適正化審議会に対し、意見を述べることができる。 (権限の委任) 第六十四條 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。
---	---	--	--	--

2 前項の委任に基き都道府県知事が第五十七条第一項の規定による命令をする場合においては、同項中「厚生省令」とあるのは、「規則」と読み替へるものとする。

偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

五十二条（これらを第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百六十条ノ三又は第五十二条（第五十六條において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第四百九条の規定に違反して議事録若しくは財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十 第三十九条（第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百七十四条第二項又は第五十二条において準用する同法第四百九条第一項の規定による調査を妨げたとき。

2 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第六十六条 その区域内に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の存する都道府県については、第六条中「都道府県」とあるのは「都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」とあり、「都道府県の区域」とあるのは「それぞれ都道府県の区域（指定都市の区域を除く。）及び指定都市の区域」と読み替へるものとする。

第六十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十六条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

六 第二十九条第五項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十一 第四十条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三十五 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十三年法律第 号）の規定に基き、環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会の設立を認可し、並びに適正化規定又は適正化基準について、設定及び変更を認可し、変更を命じ、又は認可を取り消し、その他同法の施行に関すること。

2 前項の場合においては、指定都市については、この法律（第六条を除く。）中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県環境衛生適正化審議会」とあるのは「指定都市環境衛生適正化審議会」と読み替へるものとする。

一 この法律の規定に基いて組合又は連合会が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

七 第三十二条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十二 第五十二条において準用する同法第四百三十一條の規定に違反して組合又は連合会の財産を処分したとき。

第九條第一項第十六號の次に次の一號を加へる。

第六十五條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

二 第七條第一項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に基き政令で定める登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

八 第三十五条又は第三十六条（これらを第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を備へて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

十三 第五十二条において準用する同法第四百三十一條第一項の規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六の二 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

(実施規定)

三 第十六條の規定に違反したとき。

九 第三十七条（第五十二条において準用する場合を含む。）又は第三十九条（第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百七十四条第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧を拒んだとき。

十四 第五十二条において準用する同法第四百三十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

第九條第一項第十六號の次に次の一號を加へる。

第六十六條 第五十七條第一項の規定による命令に違反した者は、十

四 第二十一条第二項後段の規定又は第三十八條第四項（第五十六條において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

十五 第五十二条において準用する同法第四百三十一條第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

十五 第五十二条において準用する同法第四百三十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

第九條第一項第十六號の次に次の一號を加へる。

第六十七條 第九條第一項又は第五十五條の認可を受けないで適正化規程又は適正化基準を実施した組合又は連合会の理事は、三万円以下の罰金に処する。

五 第二十三条第六項若しくは第四十八條（これらを第五十六條において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百七十四條、第三十九條若しくは第

十六の二 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

十五 第五十二条において準用する同法第四百三十一條第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第九條第一項第十六號の次に次の一號を加へる。

第六十八條 第六十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚

五 第二十三条第六項若しくは第四十八條（これらを第五十六條において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百七十四條、第三十九條若しくは第

十六の二 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

十五 第五十二条において準用する同法第四百三十一條第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第九條第一項第十六號の次に次の一號を加へる。

第六十八條 第六十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚

五 第二十三条第六項若しくは第四十八條（これらを第五十六條において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百七十四條、第三十九條若しくは第

十六の二 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

十五 第五十二条において準用する同法第四百三十一條第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第九條第一項第十六號の次に次の一號を加へる。

第六十八條 第六十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚

五 第二十三条第六項若しくは第四十八條（これらを第五十六條において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百七十四條、第三十九條若しくは第

十六の二 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を施行すること。

十五 第五十二条において準用する同法第四百三十一條第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

第九條第一項第十六號の次に次の一號を加へる。

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その一) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案、本院議決案 閉会中審査の件 一〇二八

(登録税法の一部改正)

3 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「消費生活協同組合連合会」の下に、「環境衛生同業組合連合会」を、「消費生活協同組合」の下に、「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」を加える。

(法人税法の一部改正)

4 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第六項中「(企業組合を除く。)」の下に、「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

(地方税法の一部改正)

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「(企業組合を除く。)」の下に、「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

6 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「塩業組合」を「環境衛生同業組合、塩業組合」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

7 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「(塩業組合を含む。)」の下に、「環境衛生同業組合及環境衛生同業組合連合会」を加える。

第三条第三項中「中小企業等協同組合」の下に、「環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を、「事業協同組合」の下に「又ハ環境衛生同業組合」を加え、同条第四項中「中小企業等協同組合」の下に「環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を加える。

第七條第一項中「又ハ中小企業等協同組合(塩業組合ニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用スル従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ)」を、「中小企業等協同組合(塩業組合ニシテソノ直接又ハ間接ノ構成員タル事業者ノ常時使用スル従業員ノ数ガ三百人ヲ超エザルモノヲ含ム以下同ジ)」に改める。

第二十七條第一項中「中小企業等協同組合」の下に、「環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を加える。

第二十八條第一項第六号中「其ノ構成員」を「環境衛生同業組合若ハ環境衛生同業組合連合会、此等ノ構成員」に改める。

第二十九條第一項第三号中「中小企業等協同組合」の下に、「環境衛生同業組合又ハ環境衛生同業組合連合会」を加え、同項第四号中「又ハ其ノ構成員」を「環境衛生同業組合若ハ環境衛生同業組合連合会又ハ此等ノ構成員」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)

8 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

第四条第二項及び第九条の三第二項中「調整組合連合会」の下に「環境衛生同業組合、環境衛生同業組合連合会」を加える。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

9 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 環境衛生同業組合及び環境衛生同業組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員が特定事業を行う者であるもの

第四条中「中小企業等協同組合」の下に「若しくは環境衛生同業組合」を加える。

第八条第二号中「又は第二号」を「から第二号まで」に改める。

(中小企業振興資金助成法の一部改正)

10 中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業等協同組合の施設及び」を「中小企業等協同組合及び環境衛生同業組合の施設並びに」、「中小企業等協同組合の活動」を「中小企業等協同組合及び環境衛生同業組合の活動」に改める。

第三条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 環境衛生同業組合の施設であつて、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律(昭和三十三年法律第...号)第八條第一項第六号に掲げるものの設置に必要な資金

第四條中「中小企業等協同組合」の下に「若しくは環境衛生同業組合」を加える。

第八條第二号中「又は第二号」を「から第二号まで」に改める。

〇議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(益谷秀次君) 起立少数。よつて、参議院の修正に同意せざることに決しました。(拍手)

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案、本院議決案

〇山中貞則君 憲法第五十九條第二項に基いて再議決のため、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案の本院議決案を議題とせられんことを望みます。

〇議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案の本院議決案を議題といたします。

直ちに採決いたします。本案はさきに本院において議決の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

〇議長(益谷秀次君) 起立総員。よつて、本案はさきの議決の通り可決せられました。(拍手)

大蔵委員会及び決算委員会の閉会中審査の件

〇議長(益谷秀次君) お諮りいたします。大蔵委員会においてたばこ耕作組

合法案について、決算委員会において現に付託されている決算について閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、さうに決しました。

○議長(益谷秀次君) 諸君、第二十六回国会は本日をもって終了いたしました。

今国会は、国際連合加盟の直後に召集されたのでありまして、内外諸般の体制の整備充実をはかるべき意義深い国会でありました。

会期の当初に内閣が更迭し、実質的審議に入つたのは二月の初めでありましたが、さらに同月中に再び内閣の更迭を見ましたが、諸君は日夜精勵、協力一致して国会運営の正常化のために特段の努力を払われた結果、一日の会期延長をもつて、きわめて円満順調に、しかも慎重審議を尽され、本年度總予算を初め、幾多の重要法案を議したされました。かくして、よく国民の期待にこたえ、国会の使命を果し得ましたことは、まことに御同慶の至りにたえません。(拍手)

ここに諸君の連日の御努力に対し深甚なる敬意と感謝の意を表するとともに、国家国民のため今後一そりの御健闘を祈る次第であります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これにて散会いたします。

午後十一時四十六分散会

出席閣僚大臣

厚生大臣 神田 博君

労働大臣 松浦周太郎君

国務大臣 大久保寛次郎君

国務大臣 田中伊三次君

出席政府委員

人事院事務総 瀧本 忠男君

局給与局長 高橋 等君

防衛政務次官 牛丸 義留君

厚生大臣官 山口 正義君

厚生省公衆衛生 楠本 正康君

衛生局長 局環境衛生部長

朗読を省略した報告

一、昨十八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

食品衛生法の一部を改正する法律

自然公園法

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

電子工業振興臨時措置法

輸出入取引法の一部を改正する法律

一、昨十八日本院は衆議院議員安藤寛君、同松山義雄君、同永山忠則君、同成田知巳君、同日野吉夫君、参議院議員白井勇君及び同森八三一君が米価審議会委員に就くことができる

と議決した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は衆議院議員吉川久衛君、同栗原俊夫君、同福永健司君、同助川良平君、同松平忠久君、参議院議員清澤俊英君、同小山邦太郎君及び同関根久蔵君が蚕糸業振興審議会委員に就くことができる

と議決した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は衆議院議員遠藤三郎君、同内藤友明君、同大野市郎君、同井手以誠君及び同西村彰一君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は海田幸作地域農業改良促進対策審議会委員に衆議院議員青木正君、同山村新治郎君、同橋本登美三郎君、同川村雄義君及び同吉川兼光君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は海岸砂地帯農業振興対策審議会委員に衆議院議員赤澤正道君、同福井順一君、同中嶋太郎君、同石山權作君及び同中崎敏君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は畑地農業改良促進対策審議会委員に衆議院議員赤城宗徳君、同久野忠治君、同本名武君、同有馬輝武君及び同神田大作君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は積雪寒冷地帯振興対策審議会委員に衆議院議員奥村又十郎君、同田中彰治君、同松浦東介君、同石田有全君及び同中居英太郎君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十八日本院は東北開発審議会委員に衆議院議員田子一民君、同栗山博君、同北畠吉君、同佐々木更三君及び同鈴木義男君を指名した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院議長は、社会保障制度審議会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院議長は、臨時恩給等調査会委員に次の議員を推薦し、その旨内閣に通知した。

砂田 重政君

荒船清十郎君

山本 正一君

大平 正芳君

中川 俊思君

柳田 秀一君

受田 新吉君

滝井 義高君

一、昨十八日本院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続すること

を議決した旨参議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号)

二、大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会開法第一五七号)

三、国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会開法第一六二号)

四、内政省設置法案(内閣提出、第二十四回国会開法第一六六号)

五、内政省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、第二十四回国会開法第一七〇号)

六、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会開法第一六七号)

七、憲法調査会法を廃止する法律案(議院審議次郎君外七名提出、衆法第二三三号)

八、国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(参議院提出、第二十四回国会参法第一号)

九、行政機構並びにその運営に関する件

一〇、恩給及び法制一般に関する件

一一、国防衛に関する件

一二、公務員の制度及び給与に関する件

地方行政委員会

一、地方自治に関する件

二、地方財政に関する件

一〇二九

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その一) 議長の報告

10110

三、警察に関する件
四、消防に関する件
法務委員会

一、裁判所法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

二、違憲裁判手続法案(鈴木茂三郎君外十四名提出、衆法第一五号)

三、裁判所法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十四名提出、衆法第一六号)

四、刑法の一部を改正する法律案(鈴木茂三郎君外十二名提出、衆法第二七号)

五、裁判所の司法行政に関する件
六、司法試験制度に関する件
七、法務行政及び檢察行政に関する件

八、国内治安及び人権擁護に関する件
九、外国人の出入国に関する件
一〇、交通輸送犯罪に関する件
一一、充春防止法の施行に関する件

一二、戦犯服役者に関する件
外務委員会

一、国際情勢に関する件
二、国交回復に関する件
三、国際経済に関する件
四、賠償に関する件

大蔵委員会
一、預金保障基金法案(内閣提出第一五〇号)

二、金融機関の経営保全等のための特別措置に関する法律案(内閣提出第一五一号)

三、物品税法を廃止する法律案(春日一幸君外十二名提出、衆法第一一〇号)

四、酒税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十二名提出、衆法第一二二号)

五、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(石田有全君外四名提出、衆法第三五号)

六、社会福祉事業等の施設に関する措置法案(参議院提出、参法第二号)

七、租税特別措置法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第四六号)

八、財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会法第一五八号)

九、国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会法第一五九号)

一〇、会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、第二十四回国会法第一六九号、第二十四回国会参議院送付)

一一、外資に関する法律の一部を改正する法律案(春日一幸君外

十二名提出、第二十四回国会衆法第一七号)

一二、銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出、第二十四回国会衆法第一八号)

一三、税制に関する件
一四、金融に関する件
一五、外国為替に関する件
一六、国有財産に関する件
一七、専売事業に関する件
一八、印刷事業に関する件
一九、造幣事業に関する件
二〇、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する件

文教委員会
一、国立及び公立の義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法律案(山崎始男君外六名提出、第二十四回国会衆法第八号)

二、市町村立学校職員給与負担法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(平田ヒデ君外二名提出、衆法第一八号)

三、公立学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(櫻井奎夫君外三名提出、衆法第二二二号)

四、教育、学術、文化及び宗教に関する件
社会労働委員会
一、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案(八木一男君

外十二名提出、第二十四回国会衆法第四号)

二、労働者福祉施設資金の運用に関する法律案(岡良一君外十三名提出、第二十四回国会衆法第五八号)

三、衛生検査技師法案(福田昌子君外一名提出、第二十四回国会衆法第六六号)

四、母子年金法案(長谷川保君外十六名提出、第二十四回国会衆法第七〇号)

五、最低賃金法案(和田博雄君外十六名提出、衆法第三三三号)

六、家内労働法案(和田博雄君外十六名提出、衆法第四四号)

七、病理細菌検査技師法案(八田貞義君外二十五名提出、衆法第四一〇号)

八、角膜移植に関する法律案(中山マサ君外四十五名提出、衆法第四三三号)

九、地区衛生組織の育成に関する法律案(加藤鏡五郎君外二十五名提出、衆法第四八号)

一〇、社会保障制度、医療、公衆衛生、婦人・児童福祉及び人口問題に関する件
一一、労使関係、労働基準及び失業対策に関する件
農林水産委員会
一、昭和二十九年までの災害に係る農林水産施設の災害復旧

事業の実施についての善後措置に関する法律案(稻富稔人君外三十四名提出、第二十四回国会衆法第四八号)

二、食糧及び肥料に関する件
三、畜産及び蚕糸に関する件
四、農地及び林野に関する件
五、漁港、漁船及び漁業制度に関する件
六、公海漁業、沿岸及び内水面漁業に関する件
七、農林業団体及び水産業団体に関する件
八、農業災害及び漁業災害に関する件
九、農林水産金融に関する件
商工委員会
一、小売商業特別措置法案(内閣提出第一五七号)

二、中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第五五号)

三、商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第六六号)

四、中小企業に対する官公需の確保に関する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三〇号)

五、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三一号)

六、公海漁業、沿岸及び内水面漁業に関する件
七、農林業団体及び水産業団体に関する件
八、農業災害及び漁業災害に関する件
九、農林水産金融に関する件
商工委員会
一、小売商業特別措置法案(内閣提出第一五七号)

二、中小企業の産業分野の確保に関する法律案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第五五号)

三、商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第六六号)

四、中小企業に対する官公需の確保に関する法律案(水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三〇号)

六、百貨店法の一部を改正する法律案（水谷長三郎君外十三名提出、衆法第三二二号）

七、日本経済の総合的基本施策に関する件

八、電気及びガスに関する件

九、鉱業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般鉱工業及び特許に関する件

一〇、通商に関する件

一一、中小企業に関する件

一二、私的独占禁止及び公正取引に関する件

運輸委員会

一、港湾運送事業法の一部を改正する法律案（山口丈太郎君外十四名提出、衆法第三八号）

二、陸運、海運及び空運に関する件

三、観光に関する件

通信委員会

一、郵政事業に関する件

二、郵政監察に関する件

三、電気通信に関する件

四、電波監理及び放送に関する件

建設委員会

一、国土計画に関する件

二、都市計画に関する件

三、道路に関する件

四、河川に関する件

五、住宅に関する件

予算委員会

一、予算の実施状況に関する件

議院運営委員会

一、国会議員の退職金制度に関する件

二、国会法等改正に関する件

三、議長よりの諸問事項

四、その他、議院運営委員会の所管に属する事項

懲罰委員会

一、各国議会の懲罰制度に関する件

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会

一、海外同胞引揚及び遺家族援護に関する件

国土総合開発特別委員会

一、北海道開発庁設置法案（内閣提出、第二十四回国会法案第一六八号）

二、北海道開発庁設置法施行法案（内閣提出、第二十四回国会法案第一七二号）

三、北海道に在勤する者に支給される石炭手当等に対する所得税の特例に関する法律案（横路節雄君外九名提出、第二十四回国会法案第五四号）

四、国土総合開発に関する件

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

一、政治資金規正法の一部を改正する法律案（中村高一君外三名提出、第二十四回国会法案第二一号）

二、公職選挙法改正に関する件

科学技術振興対策特別委員会

一、原子力委員会設置法の一部を改正する法律案（岡良一君外八名提出、衆法第四七号）

二、科学技術振興対策に関する件

一、昨十八日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

内閣法等の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律

東北興業株式会社法の一部を改正する法律

準備預金制度に関する法律

預金等に係る不当契約の取締に関する法律

臨時通貨法の一部を改正する法律

トランプ類税法

地方交付税法の一部を改正する法律

農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律

造幣局特別会計法の一部を改正する法律

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

合成ゴム製造事業特別措置法

国会議員の秘書の給料等に関する法律

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律

法務省設置法の一部を改正する法律

一、昨十八日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件

一、昨十八日松野参議院議長から益谷議長宛、参議院は閉会中次の通り委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（参第三二二号）

二、恩給法第十一條第一項等の金融機関を定める法律案（参第一〇号）

三、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（團法第九三三号）

四、国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（第二十四回国会法案第一四七号）

五、国家行政組織に関する調査

六、国の防衛に関する調査

七、国家公務員制度及び恩給に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、恩赦法の一部を改正する法律案（参第二二二号）

二、刑法等の一部を改正する法律案（第二十四回国会参第三三三号）

三、幼児誘拐等処罰法案（第二十二回国会参第二六六号）

四、裁判所法等の一部を改正する法律案（團法第八九号）（予備審査）

五、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、入場税法の一部を改正する法律案（衆第二二〇号）

二、接取費金等額の処理に関する法律案（第二十四回国会法案第一四八号）

三、租税及び金融等に関する調査

社会労働委員会

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（第二十四回国会参第一二二号）

二、慰老年金法案（第二十四回国会参第一三三三号）

昭和三十一年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その一) 議長の報告

- 三、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(第十二回国会参第九号)
- 四、公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律案(参第五号)
- 五、水道法案(附法第一一七号)
- 六、最低賃金法案(衆第三号)(予備審査)
- 七、家内労働法案(衆第四号)(予備審査)
- 八、病理細菌検査技師法案(衆第四一号)(予備審査)
- 九、角膜移植に関する法律案(衆第四三三号)(予備審査)
- 一〇、地区衛生組織の育成に関する法律案(衆第四八号)(予備審査)
- 一一、労働情勢に関する調査
- 一二、社会保障制度に関する調査
- 農林水産委員会
- 一、農林水産政策に関する調査
- 商工委員会
- 一、経済の自立と発展に関する調査
- 運輸委員会
- 一、運輸事情等に関する調査
- 通信委員会
- 一、電波法の一部を改正する法律案(参第七号)
- 二、郵政事業職員等共済組合法案(参第八号)
- 三、郵政事業の運営に関する調査

- 四、電気通信並びに電波に関する調査
- 建設委員会
- 一、公営住宅法の一部を改正する法律案(参第一一七号)
- 二、住宅公社法案(参第二二二号)
- 三、建設業法の一部を改正する法律案(参第二二二回国会参第二二二号)
- 四、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
- 予算委員会
- 一、予算の執行状況に関する調査
- 決算委員会
- 一、昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十一年度政府関係機関決算書
- 二、昭和三十一年度国有財産増減及び現在額計算書
- 三、昭和三十一年度国有財産無償貸付状況計算書
- 四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
- 議院運営委員会
- 一、議院及び国会図書館の運営に関する件
- 一、昨十八日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員三木治朗君及び同予備員近藤信一君の辞任を許可し、その補欠を次の通り選挙した旨の通知書を受領した。

- 裁判官弾劾裁判所裁判員
- 棚橋 小虎君
- 予備員
- 木下 友敬君
- 一、昨十八日芥川参議院事務総長から鈴木事務総長宛、参議院は裁判官弾劾委員阿具根登君、永岡光治君及び同予備員森田義衛君の辞任を許可し、その補欠を次の通り選挙した旨の通知書を受領した。
- 裁判官弾劾委員
- 柴谷 要君
- 同
- 光村 甚助君
- 同
- 予備員
- 早川 慎一君
- 一、昨十八日本院は第二十六回国会の会期を五月十九日まで一日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。
- 一、昨十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
- 農林水産委員会
- 理事
- 中村 時雄君(理事稻富稜人君昨十八日理事辞任につきその補欠)
- 懲罰委員会
- 理事
- 河野 一郎君(理事石井光次郎君去る二月二十六日委員辞任につきその補欠)
- 理事
- 砂田 重政君(理事石坂繁君去る昭和三十年五月十三日委員辞任につきその補欠)

- 理事
- 原 彪君(理事中村高一君去る昭和三十年六月二十一日委員辞任につきその補欠)
- 理事
- 細迫 兼光君(理事八百板正君去る昭和三十年四月六日委員辞任につきその補欠)
- 一、昨十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
- 内閣委員
- 宇都宮徳馬君 綱綱 彌三君
- 町村 金五君 淺沼稻次郎君
- 淡谷 修蔵君 稻村 隆一君
- 中村 高一君 足鹿 覺君
- 赤澤 正道君 上林山榮吉君
- 井上 良二君 岡 良一君
- 小牧 次生君
- 地方行政委員
- 福井 順一君 山本 象吉君
- 西ヶ久保重光君 伊瀬幸太郎君
- 田原 春次君 淡谷 悠蔵君
- 法務委員
- 高崎達之助君 田中幾三郎君
- 古屋 貞雄君
- 外務委員
- 淺香 忠雄君 岡田 春夫君
- 大蔵委員
- 大倉 三郎君 大平 正芳君
- 上林山榮吉君 小平 久雄君
- 権名悦三郎君 島村 一郎君
- 杉浦 武雄君 高橋 頼一君
- 中馬 辰猪君 塚原 俊郎君

- 古川 丈吉君 前尾繁三郎君
- 前田房之助君 三浦 一雄君
- 井上 良二君 井手 以誠君
- 山田 長司君 石橋 湛山君
- 足鹿 覺君 久保田 豊君
- 大高 康君 小坂善太郎君
- 鈴木周次郎君 高瀬 傳君
- 竹山福太郎君 二階堂 進君
- 野田 卯一君 吉田 茂君
- 松岡 駒吉君
- 文教委員
- 遠藤 三郎君 北村徳太郎君
- 小牧 次生君 辻原 弘市君
- 大坪 保雄君 稻村 隆一君
- 社会労働委員
- 安藤 覺君 有馬 輝武君
- 井堀 繁雄君 受田 新吉君
- 山田 長司君
- 農林水産委員
- 奥村又十郎君 加藤常太郎君
- 阿部 五郎君 足鹿 覺君
- 横路 節雄君 久保田 豊君
- 前尾繁三郎君 田中 利勝君
- 成田 知巳君 足鹿 覺君
- 商工委員
- 岡崎 英城君 菅野和太郎君
- 鈴木周次郎君 田中 彰治君
- 内藤 友明君 春日 一幸君
- 田中 利勝君 小西 寅松君
- 堤 康次郎君 鳩山 一郎君
- 淺沼稻次郎君
- 運輸委員
- 小松 幹君 松岡 駒吉君

山崎 始男君	久保田 豊君	淡谷 悠蔵君	中村 高一君	山崎 始男君	岡 良一君	野澤 清人君	神近 市子君	森山 欽司君	春日 一幸君
逓信委員	河野 密君	稻村 隆一君		堂森 芳夫君		小川 豊明君	上林與市郎君	八木 昇君	
建設委員	大高 康君	菅野和太郎君		農林水産委員		川村 義義君		運輸委員	岡崎 英城君
松原喜之次君	石橋 湛山君	淡谷 悠蔵君	淺沼稻次郎君	前尾繁三郎君	安藤 覺君	大倉 三郎君	岡崎 英城君	決算委員	中島 茂喜君
予算委員	大橋 忠一君	伊藤卯四郎君	上林與市郎君	成田 知巳君	田中 利勝君	島山 鶴吉君	古川 丈吉君	一、今十九日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	正力松太郎君
竹山祐太郎君	野澤 清人君	法務委員	青野 武一君	山田 長司君	足鹿 覺君	石橋 湛山君	堤 康次郎君	二、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を指名した。	塚原 俊郎君
野田 卯一君	伊藤卯四郎君	高橋 禎一君		阿部 五郎君	久保田 豊君	鳩山 一郎君	福井 順一君	三、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
岡 良一君	上林與市郎君	吉田 賢一君		堤 康次郎君	福井 順一君	鳩山 一郎君	福井 順一君	四、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
鈴木 義男君	豊森 芳夫君	外務委員	八百板 正君	権名悦三郎君	鳩山 一郎君	八木 昇君	鳩山 一郎君	五、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
成田 知巳君	八百板 正君	大蔵委員		島村 一郎君	八木 昇君	鈴木周次郎君	田中 彰治君	六、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
安平 鹿一君	夏堀源三郎君	石橋 湛山君	二階堂 進君	淺沼稻次郎君	鈴木周次郎君	田中 彰治君	田中 彰治君	七、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
前田房之助君	阿部 五郎君	正力松太郎君	小坂善太郎君	岡崎 英城君	田中 彰治君	田中 彰治君	田中 彰治君	八、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
中村 高一君		鈴木周次郎君	内藤 友明君	田中 利勝君	田中 彰治君	田中 彰治君	田中 彰治君	九、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
決算委員		高瀬 傳君	高崎達之助君	運輸委員	久保田 豊君	岡崎 英城君	田中 彰治君	十、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
奥村又十郎君	小金 義照君	淺香 忠雄君	遠藤 三郎君	池田 禎治君	松岡 駒吉君	川島正次郎君	川島正次郎君	十一、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
林 唯義君	岡本 隆一君	吉田 茂君	奥村又十郎君	森本 靖君	松岡 駒吉君	川島正次郎君	川島正次郎君	十二、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
神田 大作君	細田 綱吉君	竹山祐太郎君	野田 卯一君	通信委員	原 彰君	山手 満男君	八木 昇君	十三、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
山田 長司君		足鹿 覺君	横路 節雄君	建設委員	石橋 湛山君	田中 幾三郎君	大高 康君	十四、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
懲罰委員		有馬 輝武君	大高 康君	安平 鹿一君	田中 幾三郎君	大高 康君	大高 康君	十五、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
石橋 湛山君	堤 康次郎君	久保田 豊君	松岡 駒吉君	予算委員	松本 瀧藏君	上林山榮吉君	大橋 武夫君	十六、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
鳩山 一郎君	吉田 茂君	大倉 三郎君	竹内 俊吉君	松本 瀧藏君	上林山榮吉君	大橋 武夫君	大橋 武夫君	十七、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
大倉 三郎君	岡崎 英城君	小西 寅松君	杉浦 武雄君	前田房之助君	大橋 武夫君	大橋 武夫君	大橋 武夫君	十八、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
島山 鶴吉君	古川 丈吉君	夏堀源三郎君	古川 丈吉君	三浦 一雄君	河野 密君	河野 密君	河野 密君	十九、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
一、昨十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。		井上 良二君		中村 高一君	岡田 春夫君	岡田 春夫君	岡田 春夫君	二十、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
内閣委員		文教委員		小松 幹君	辻原 弘市君	山手 満男君	山手 満男君	二十一、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
赤澤 正道君	山本 桑吉君	塚原 俊郎君	大坪 保雄君	阿部 五郎君	古屋 貞雄君	永山 忠則君	永山 忠則君	二十二、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
上林山榮吉君	足鹿 覺君	稻村 隆一君	鈴木 義男君	西村 榮一君	野田 卯一君	山下 春江君	山下 春江君	二十三、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
西ヶ久保重光君	小牧 次生君	北村徳太郎君	小牧 次生君	竹山祐太郎君	成田 知巳君	大倉 三郎君	松岡 松平君	二十四、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
岡 良一君	井上 良二君	社会労働委員		田原 春次君		大倉 三郎君	松岡 松平君	二十五、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君
小金 義照君	林 唯義君	加藤常太郎君	山田 長司君	松岡 松平君	大橋 忠一君	大倉 三郎君	松岡 松平君	二十六、今十九日議長において、次の特別委員の補欠を許可した。	大崎 茂男君

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その一) 議長の報告

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その一) 議長の報告

一、昨十八日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
国家行政組織法の一部を改正する法律案(第二十四回国会及び第二十五回国会本院継続審査)
一、昨十八日参議院送付の次の同院継続審査案を可決した旨参議院に通知した。
食品衛生法の一部を改正する法律案
一、昨十八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
自然公園法案
機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案
電子工業振興臨時措置法案
輸出入取引法の一部を改正する法律案
一、昨十八日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
農業又は水産に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員に対する産業教育手当の支給に関する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律案

国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雜費に関する法律案
一、昨十八日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
公立小学校不常授業解消促進臨時措置法の一部を改正する法律案
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案
東北興業株式会社法の一部を改正する法律案
準備預金制度に関する法律案
預金等に係る不当契約の取締に関する法律案
臨時通貨法の一部を改正する法律案
トランプ類税法案
地方交付税法の一部を改正する法律案
造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律案
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案
合成ゴム製造事業特別措置法案
法務省設置法の一部を改正する法律案

一、昨十八日参議院において、第二十四回国会及び第二十五回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
内閣法等の一部を改正する法律案
一、昨十八日参議院において、次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
地方自治法第五十六条第六項の規定に基き、放射線医学総合研究所の設置に関し承認を求めるの件
一、今十九日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案
衆議院會議録第四十号中正誤
頁 段 行 誤 正
七五 二 九 不信案 不信任
七九 五 末五 議題とした 議題といたし
七九 一 一〇 法務省 法務省
七九 二 一七 運輸委員会 運輸委員会
八〇 五 末一四 社会党両党 社会両党
衆議院會議録第四十一号中正誤
頁 段 行 誤 正
八二 二 末九 ための開放 ため開放
八三 三 援助要請国 援助要請国
衆議院會議録第四十四号(その一)中正誤
頁 段 行 誤 正
八六 二 八 会計 合計

官報

号外

昭和三十三年五月十九日

○第二十六回 衆議院會議録第四十五号(その二)

本期国会において衆議院に提出された議案、国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件、外務公務員法

第八条第三項の規定により議決を求めるの件、国家公務員任命について同意を求めるの件、請願、質問の総数及びその結果

内閣提出議案 二百十五件

内

予算 十二件 両院通過

条約 二十件 両院承認

予備費支出の件 六件 両院承認

諸

決算その他 五件

内

委員長報告の通り議決 三件

閉会中審査 一件

審査未了 二件

法律案 百五十八件

内

成立 百四十五件

本院閉会中審査 五件

本院通過、参議院閉会中審査 三件

本院委員會議決不要 二件

本院審査未了 一件

参議院に提出、同院審査未了 (本院予備審査) 二件

国有財産法第十三条第二項の規定

に基き国会の議決を求めるの件

一件 両院通過

公共企業体等労働関係法第十六条

第二項の規定に基き国会の議決を

求めるの件 十件 自然消滅

国会の承認を求めるの件 四件

両院承認

議員提出議案 七十三件

内

法律案 五十件

内

成立 十五件

否決 三件

本院閉会中審査 二十三件

参議院閉会中審査 二件

本院審査未了 六件

参議院審査未了 一件

規則案 一件 可決

衆議院予備金支出の件 一件 承

諾

決議案 十二件

内

可決 三件

否決 三件

未決 四件

撤回 二件

重要動議 九件 可決

参議院提出法律案及び参議院議員提

出法律案 十八件

参議院提出法律案 五件

内

成立 三件

本院閉会中審査 一件

本院審査未了 一件

参議院議員提出法律案 (本院予備

審査) 十三件

内

参議院閉会中審査 八件

参議院審査未了 五件

国会法第三十九条但書の規定により

議決を求めるの件 九件

内

可決 七件

撤回 二件

外務公務員法第八条第三項の規定に

より議決を求めるの件 三件 可

決

国家公務員任命について同意を求め

るの件 七件 同意

本院において前国会から継続した議

案 五十一件

内

内閣提出法律案 二十二件

内

成立 八件

本院閉会中審査 十件

本院通過、参議院閉会中審査

一件

本院委員會議決不要 一件

本院審査未了 二件

議員提出法律案 二十五件

内

成立 五件

閉会中審査 十件

委員會議決不要 二件

委員会審査未了 二件

撤回 六件

参議院提出法律案 一件 閉会中

審査

決算その他 三件

内

閉会中審査 一件

委員会審査未了 二件

参議院において前国会から継続した

議案 二件

内閣提出法律案 二件

内

成立 一件

参議院閉会中審査 一件

請願 三千二百六十件 (八千九百四

十五通)

内

採択、内閣に送付 千六百四十

五件 (二千二百三十三通)

委員会において議院の會議に付

するを要しないと決したもの

八十四件 (百一十一通)

委員会不採択 七件

付託前取下 二件

委員会取下 一件

委員会審査未了 千五百六十二

件 (六千六百三十二通)

備考 請願の総件数と内閣の合計件数

と符合しないのは、一部を採択

し、他を委員会の審査未了とし

たもの四十一あるによる。

質問 十件

内

質問 六件 書面答弁

緊急質問 四件 口頭答弁

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その二) 議長の報告

議長の報告

一、今十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

国家行政組織法の一部を改正する法律

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

一、今十九日本院は閉会中次の通り委員会が審査を継続することを議決した旨参議院及び内閣に通知した。

大蔵委員会

一、たばこ耕作組合法案(竹山祐太郎君外四名提出、衆法第三四号)

決算委員会

一、現に付託されている決算一、今十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

自転車競技法の一部を改正する法律

小型自動車競走法の一部を改正する法律

南方同胞援護会法

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

労働福祉事業団法

水道法

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律

一、今十九日松野参議院議長から益谷議長宛、参議院は閉会中次の通り委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

商工委員会

一、中小企業団体法案(閣法第一三〇号)

二、中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(閣法第一五二号)

三、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(衆第三六号)

一、今十九日次の本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意しないことを議決した旨並びに同案に対して出席議員の三分の二以上の多数をもつて、さきに本院において可決した通り、再び可決した旨参議院に通知した。

環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案

一、今十九日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

一般職の職員との給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一、今十九日次の本院継続審査案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

国家行政組織法の一部を改正する法律案

一、今十九日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

南方同胞援護会法案

医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

教育職員免許法施行法の一部を改正する法律案

一、今十九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

自転車競技法の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

小型自動車競走法の一部を改正する法律案

労働福祉事業団法案

水道法案

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

一、今十九日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員井堀繁雄君提出公職選挙に関する質問に対する答弁書

公職選挙に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十三年五月十七日

提出者 井堀 繁雄

衆議院議長益谷秀次殿

公職選挙に関する質問主意書

第一 選挙関係諸法令に関する左の各事項について政府の所見を伺いたい。

1 公職選挙法における条章を理解しやすきよう共通部分を除き各選挙ごとに体系的に改めること。

2 公職選挙法の改正は、選挙の直前しかもその選挙の種類ごとに改正されている傾向にあるが、選挙に関する基本法であるこの選挙法に権威あらしめるため、た

だ単にその選挙の種類ごとに改正するがごときことのないよう今後全般的に相当考慮すべきである。

3 知事、都道府県議会議員の選挙権の要件たる住所要件は、同一都道府県内に三箇月の住所を有すれば足りることとする。

4 衆議院議員の定数の更正は、国勢調査の結果によつて更正するを例とするより規定されているが、なぜにすみやかにこれが更正を行わないか。

5 基本選挙人名簿に登録せられた者が、開票期日後において同一市町村内の他の投票区に住所を移した場合には、補充選挙人名簿に登録申請ができるようにすること。

6 基本名簿調製期日を十月一日、調製期限十一月三十日、確定期日を十二月三十日とし、一般選挙人に解りやすいようにすること。

7 基本選挙人名簿の調製は、住民登録により調製できるようにすること。

8 選挙人名簿は選挙人の申請に

よる永久制(あるいは十年程度
すえ置く。)にすること。

9 投票所、開票所及び選挙会場の
監視について明確な規定を置
くこと。

10 不在者投票事由中、法第四十
九条第一号、第二号の「投票区
のある都市の区域外」とあるを
「市町村の区域外」とすること。

11 不在投票の事由を拡大し、あ
わせてその手続を簡素化するこ
と。

12 記号式投票を実施可能な選挙
について採用すること。

13 公職の候補者を推薦届出する
場合の推薦届出人の制限をする
こと。

14 被選挙権のない者に対する立
候補禁止の措置を講ずること。

15 被選挙権のない者は当選人に
定めることができないものとす
ること。

16 選挙事務所の閉鎖命令につい
て、公職選挙法第百三十二条
(選挙当日の選挙事務所の制限)

の規定に違反した場合は、いず
れの選挙においても市町村の選
挙管理委員会ができるようにす
ること。

17 町村長の選挙についても自動
車一台又は船舶一隻の使用を認
めること。

18 乗車用腕章を廃止し、街頭演
説用腕章着用者の乗車を認める
こと。

19 選挙事務所を表示するために
使用できるものは、ポスター、
立札及び看板とし、数を制限す
ること。

20 選挙運動用ポスターの用紙の
公給の制度を廃止すること。

21 立会演説会開催単位の人口基
準を改めること。

22 立会演説会場施設は、その当
日、投票所施設はその前日は個
人演説会場として使用を禁止す
る規定を設けること。

23 特殊乗船券の制度を採用する
こと。

24 参議院地方区及び知事選挙の
場合において地域広大な選挙区
における選挙運動の規制につい
ての特例を認めること。

25 政治活動と選挙運動の実質的
区別が困難な事情に着眼して現
行の候補者中心の選挙運動に関
する規定を再検討し、政党中心
又は両者の妥協点を見出して選
挙運動を規制すること。

26 法第百四十一条の規定による
拡声機を使用するために要した
支出も選挙運動に関する支出と
みなさないものとする。

27 選挙争訟及び当選争訟の区別
を廃止すること。

28 選挙管理委員会が異議の申立
又は訴願の審査をする場合にお
いて、選挙人、参考人等の出頭
及び陳述を求めることが出来る
とする等選挙管理委員会の準司
法的機関としての権限を強化す
ること。

29 総括主宰者、出納責任者が刑
に処せられ、法第二百五十四条
の通知を選挙管理委員会が受理
した場合は、ただちに当該選挙
管理委員会はその旨を告示する
とともに、法第二百一十一条の当
選無効の訴訟提起の起算日は当
該告示の日からとすること。

30 連座制の規定を実際効果あ
るより改めること。

31 選挙権、被選挙権を停止しな
いことを内容とする言渡はでき
ないより改めること。

32 事務費を増額するより改める
こと。

33 再選挙及び補欠選挙等におけ
る経費の額を普通の選挙と同額
にするより改めること。

34 政治資金規正法全体について
再検討すること。

35 土地改良区総代の任期満了に
よる選挙は、任期の終る日前三
十日以内に執行しうるようにな
ること。

36 土地改良区総代の選挙につい
て立候補制度を採用すること。

37 都道府県議会の議員の選挙区
の不合理について、(イ)飛地を
有する郡は、これを一つの選挙
区とすることがはなはだしく不
合理である場合が多いので、各
地区ごとにこれを独立した一個
の郡とみなし、その地区の人口
が著しく少ないときは、現行の
郡の区域にとられずに実情に
即してもつとも合理的と考えら
れる地区に合区するものとする。

(ロ)地理的には完全な飛地では
ないが、地勢、交通上実質的飛
地と認められる地区を有する郡
についても(イ)と同様の措置を
講じうるものとする。(ハ)以上
の改正に当つては、各都道府県
の選挙区はそれぞれの沿革と実

情により異なるをもつて法定事
項は、相当幅を持たせ実情に即
して条例で定められるよう配慮
すること。

第二 選挙管理委員会制度に関する
左の各事項について政府の所見を
伺いたい。

1 選挙管理委員会の委員の定数
を一人ないし二人増加し、会議
の定足数は定数の過半数とする
こと。

2 選挙管理委員会は、地方公共
団体の議会の議員及び職員と兼
ねることができないものとする
こと。

3 選挙管理委員会の事務局は必
置制とし、書記は専任制とする
こと。

4 指定都市の選挙管理委員会の
区選挙管理委員会に対する一般
的指揮監督権を明確に規定する
こと。

5 市町村の選挙管理委員会の機
能が停止した場合においては、
都道府県の選挙管理委員会が代
つてその事務を行うことができ
ることとする。

6 選挙管理委員会に予算の執行
権を与えること。

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その二) 議長の報告

- 7 地方公共団体の長が歳入歳出予算のうち選挙に関する事務(選挙に関する啓発、周知等を含む。)に係る部分についての議案を作成する場合においては、あらかじめ選挙管理委員会の意見をきかなければならないよう法定すること。
- 8 地方自治法第八十条の四の規定は、選挙管理委員会の独立性を侵し、かつ弱体化させるおそれがあるので本条を削除すること。
- 9 選挙に関する各種争訟事件の調査について、選挙管理委員会においても、裁判所におけるとき権限を有するものとする。
- 10 選挙管理委員会に関する規定を地方自治法より公職選挙法に移すこと。
- 第三 選挙の常時啓発に関する左の事項について政府の所見を伺いたい。
- 1 常時啓発の広報の媒体については、都市部、郡部等の地域的特性を考慮すること。たとえば、(イ)媒体の種類については、都市部では横断幕、懸垂幕、アドバルーン、スライド、郡部ではポスター、ビラ、紙芝居が効果的である。(ロ)ポスター、壁新聞等の掲示の場所についていえば、都市部では公衆浴場、電車、バス等、郡部では公民館、掲示板等が効果的である。
- 2 映画、スライドは啓発の効果が大きいので、その内容を時代に即応するものとし、これを話合いの手引として活用すること。
- 3 小、中学校の児童生徒に公明選挙のタスキを着用させる方法は相当の効果を期待できると思われるがどうか。
- 4 婦人層、青年層には特に啓発の効果が期待できるから啓発対象として重点を置くこと。
- 5 有線放送施設のあるところでは、常時これを利用すべきであること。
- 6 幻燈を中心とした共同研修の方法は、容易に行うことができし相当の効果を収めうると思われるがどうか。
- 7 公明選挙推進の歌を地方民謡にとり入れること。
- 8 パネルディスプレイ(席討論)も共同研修においては考慮すべき方法と思われるがどうか。
- 9 小田研修は、社会教育機関と提携して実施すること。
- 10 話合いは、有権者が自ら思考する機会を与えるとともに他人の意見を知らしめるので効果的である。その方法として、母親学級、青年学級に時間を設けて指導啓発すること。
- 11 全国的に「選挙デー」や「選挙啓発週間」を設け、恒例行事とすること。
- 12 成人式の行事については、新有権者たる自覚をうながし、選挙に対する認識を持たせることに重点をおくこと。
- 13 ラジオによる啓発運動は選挙民に親しみやすく行うこと。
- 14 学校教育における選挙教育は現在十分とは認められないので、選挙の教育時間を増加する等教育課程において考慮すべきであること。
- 15 成人講座、青年学級、母親学級等において選挙に関する政治教育をとりあげさせるため、社会教育関係機関との接触を積極的にすること。
- 16 話合い運動を地域的特性に適応するように考慮することにも、新生活運動との関連を考慮し、青年団、婦人会、広報関係機関との連携を緊密に保つこと。
- 17 常時啓発は、山間へき地、島しょ等の交通至難な、しかも文化的水準の低い地域に重点をおいて進めるべきであること。
- 18 零細企業労働者、個人企業等の住込み従業員に対し、選挙権行使に必要な時間を与えないような使用主を罰するよう法令改正を行うこと。
- 19 公明選挙モデル地区を設けて、常時啓発に関する各種の方法を試み、適切なものを採用しこれが普及をはかること。
- 20 公明選挙運動の効果測定のため科学的な実態調査を行うこと。
- 21 選挙の常時啓発に要する経費は国の委託費で交付されるべきこと。
- 22 選挙違反に対しては一罰百戒の態度でのぞむべきであり、そのように法令を改正すること。

の態度でのぞむべきであり、そのように法令を改正すること。

右質問する。

昭和三十三年五月十九日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員井堀繁雄君提出公職選挙に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井堀繁雄君提出公職選挙に関する質問に対する答弁書

質問の各項目については、充分慎重に調査研究する必要があるため昭和三十三年六月十八日に答弁することとした。右答弁する。

昭和三十三年六月十八日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 石井光次郎

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員井堀繁雄君提出公職選挙に関する質問に対し、別紙追加答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井堀繁雄君提出公職選挙に関する質問に対する追加答弁書

第一 選挙関係諸法令に関する事項

項

1 現行公職選挙法は、各種の選挙の共通法規として規定されているために、内容が複雑となり、一般に理解され難い欠陥を有するものと考ええる。従つて、これを各選挙に共通の事項とし、からざる事項とに分ち、後者についてはこれを各選挙ごとに体系的に規定することは、十分考慮に値するものと思われる。しかし、いかなる部分を共通の事項として扱うべきかどうかについては、具体的には判断がなかなか困難であり、また統一法規としての現行法にも色々な長所もあるもので、それらの長短を比較検討しつつ、今後具体的に十分研究をしたらえて結論を得たいと考える。

2 なるべくそのように努力すべきものと考ええる。

3 趣旨においてはおおむね賛成であるが、投票管理者による選挙権の調査方法等について、技術的なお研究の余地があると考える。

4 昭和三十年に行われた国勢調査の結果による衆議院議員の各選挙区の定数の変更について

は、選挙区制度の改正案として第二十四回国会に提出したのであるが、審議未了となつたものである。定数の変更は選挙区制度とも関連する問題であり、一方、現行選挙区制は今日その是非を検討すべき段階にあると考えられるので、従来の経過にもかんがみ、なお、慎重に検討すべきものと考ええる。

5 市町村内の一部の地域において再選挙又は補欠選挙が行われる場合には、濫用の余地も考えられるので、なお、検討いたしたい。

6 趣旨には、おおむね賛成であるが、長年慣熟した制度でもあるので、なお、慎重に検討いたしたい。

7 住民登録が適確迅速に行われるのでなければ、これのみにより基本選挙人名簿を調製することは適当でない。また、住民登録制度について、直ちにこのような措置を期待することは困難であると思われるので、にわか

に賛成いたし難い。

8 趣旨としては賛成であるが、技術的なお慎重に検討を要するものと考ええる。

9 現行法の下においても支障なく運営されているので、特に規定を設ける要はないものと考ええるが、なお、検討いたしたい。

10 趣旨にはおおむね賛成である。

11 不在者投票の制度は、一般の投票手続の例外であり、弊害も伴いやすいので、いたずらにその事由を拡張し、手続の簡素化を図ることは、にわかには賛成いたしかねるが、なお、改善の余地がないものかどうか、慎重に検討いたしたい。

12 趣旨としては賛成であるが、記号式投票の採用に当つては、立候補制度、不在者投票手続、投票用紙の印刷能力等について、なお、検討いたしたい。

13 選挙人の権利に関係することであるので、慎重に検討いたしたい。

14 選挙手続の根本にふれる問題であるので、慎重に検討いたしたい。

15 現行法の解釈により十分であると思われるが、疑義をなくするためにもそのような規定を設けてもさしつかえないものと考ええる。

16 特にこのような規定を設けなくとも支障はないものと考ええる。

17 趣旨には賛成である。

18 乗車用腕章を廃止して、乗車制限人員数以上交付される街頭演説用腕章の着用者の乗車を認めるときは、乗車制限違反の取締を困難にし、乗車制限を失効ならしめるおそれがあるので、適当でないと考ええる。

19 特に改正の必要はないと考ええる。

20 今日において、この制度は廃止してもさしつかえないものと考ええる。

21 立会演説会開催単位の人口基準は、実情に沿わないと思われる点があるので、全面的に検討いたしたい。

22 趣旨には賛成であるが、選挙運動の自由の制限に関する問題であるので、慎重に検討いたしたい。

23 島の多い選挙区にあつては、その必要があるものと考ええる。

24 特に北海道について、その必要があるものと考ええる。

25 選挙制度の基本に関する問題であるので、慎重に検討を要するものと考ええる。

26 選挙運動の支出と見なさないものの範囲を拡げることが、適当でないものと考ええる。

27 にわかには賛成いたし難い。

28 一般の訴訟制度との関連もあるので、慎重に検討いたしたい。

29 選挙管理委員会の告示をもつて公職選挙法第二百十一条に規定する訴訟提起の起算日とすることは適当でないものと考ええる。

30 趣旨においては賛成であるが、連座制は刑罰理論としてきわめて例外的な制度であるので、具体的方法については、慎重に検討を要するものと考ええる。

31 趣旨には賛成であるが、具体的方法については、慎重に検討いたしたい。

32 昭和三十三年三月二十二日の衆議院公職選挙法改正に関する

昭和三十三年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その二) 議長の報告

る調査特別委員会の決議の趣旨に従つて善処したい。

34 目下検討中である。

35 趣旨に賛成である。

36 趣旨に賛成である。

37 (イ及びロ)の趣旨にはおおむね賛成であつて、目下具体案を検討中である。

第二 選挙管理委員会制度に関する事項

1 市町村の選挙管理委員会については、慎重に検討したい。

2 選挙管理委員会には、相当高度の知識経験及び判断力が必要とされるが、特に町村においては適任者を求めることがなかなか困難な場合もあり、したがつて、法律によつて広汎な兼職禁止の制度を設けるについては、慎重に検討を要するものと考えらる。

3 現行制度によつて特に支障はないと考える。

4 趣旨に賛成である。

5 議会が成立していなから選挙管理委員を選挙しない場合等の措置については、慎重に検討したい。

6 7 財政運営の一元的処理の見

地から、適当でないと考える。

8 地方自治法第八十条の四の規定は、選挙管理委員会の独立性を侵し、あるいはその弱体化をもたらすおそれがあるものとは考えない。

9 御質問第一の28において述べたところと同じである。

10 選挙管理委員会は、地方公共団体の主要な機関であり、かつ、公職選挙法に規定する事務のみを施行するものでないの、これを公職選挙法中に移すことは、適当でないものと考えらる。

第三 選挙の常時啓発に関する事項

常時啓発は、一時的にその効果を期待するものでなく、その目的は、選挙人の政治常識の高揚と政治に対する自覚により、選挙の公明化を図ろうとするものである。その方法、対象等については、次のごとく考えている。

1 常時啓発の広報媒体については、地域的な特殊性を考慮する必要があるが、横断幕、懸垂幕、アドバルーン、ポスター、ビラ等の作製、使用も、もちろん必要であるけれどもこれらは、

短期間の宣伝に適する広報媒体であつて、限られた予算の範囲内では、スライド、テキスト、映画等による恒常的に使用できるものを優先的に採用することが適切であると考える。

2 映画、スライドの活用は、必要であると考え、これらの作製使用について考慮している。

3 小、中学校の児童生徒に公明選挙の「たすき」を着用させることは、選挙の際における棄権防止運動等については別として、常時啓発運動においては、なお検討を要するものと考えらる。

4 本運動は、極力すべての選挙人を対象として推進することが望ましいのであるが、特に婦人層及び青年層に重点をおいて行うことは適当であると考える。

5 有線放送施設を利用することは、効果的であると考える。

6 共同研修にスライドを利用することは、効果的であると考える。テキストと併せて利用するよう指導している。

7 公明選挙推進の歌を地方民謡にとり入れることについては、

方法によつては、効果的な場合もあると考えられるが、選挙の品位を下げるようなことのないよう留意する必要があると考える。

8 パネルディスプレイも、適当な手段であると考え、話しあい運動とあわせて実施するよう指導している。

9 本運動の推進については、選挙管理委員会のみではとらていその成果を期待することは困難であると考え、中央においては、もちろん、地方においても、社会教育機関、広報機関及び報道機関と充分連携をとつて事業の実施にあたるよう指導している。

10 本運動は常時継続的に行う必要があるもので、本年度は「話しあい」を運動の中心として推進するよう計画して指導している。

11 母親学級、青年学級等については、「話しあい」に代るものとして利用するよう指導している。

12 政治常識の高揚と選挙に対する自覚を深めるため、昭和二十七年より毎年、選挙人名簿の総覧期間(十一月五日から十九日

まで)を公明選挙強調週間として、都道府県及び市町村においてそれぞれ各種行事を実施しているが、今後においても引き続き実施したい。

12 一月十五日の成人の日に、都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、教育委員会と共催であらたに成年に達した者に対して、政治に対する自覚をうながすよう種々行事を行つては、が、その実施方法については、なお充分検討のうえ実効あるよう指導したい。

13 ラジオの利用について、選挙民の身近な日常の事項等を取り上げて行うことは、非常に必要なことであると考える。

14 学校教育における選挙の教育については、今後十分関係機関において協議のうえ検討することとしたい。

15 9 において述べたとおり、本運動を、より効果あらしめるため、社会教育関係機関は、もちろん、各種機関及び団体との連携は必要であると考え、充分これ

に意を用いるより指導して
る。

16 都市部においては、社会教育
機関が実施する社会教育講座に
類する政治講座、文化教室等を
設置し、郡部においては、話し
あい(小団研修)を主として実施
するより指導している。なお、
これらの運動は単独に実施する
ことなく、他の運動、行事等と
並行して行うことが適当である
と考え、他の団体等との連絡を
密にするより指導している。

17 本運動の目的は、選挙民の選
挙に対する自覚を高揚すること
にあるが、第一段階としては、
比較的、文化的に水準の低い地
域の選挙人に啓蒙上の一の重点
をおくことは必要であると考え
ている。

18 雇傭主が使用労務者に対して
投票上の便宜を供与するよう指
導しているが、法令上の義務を
課し、罰則を規定するのは、適
当でないと考ええる。

19 本年度より国においても全国
で百五十余の市町村をモデル地
区に指定して、ここで積極的か

つ強力に運動を推進するよう計
画している。

20 効果測定については、本年度
は一応各都道府県においてそれ
ぞれ行うよう指導しているが、
この結果をみて今後充分検討し
てゆきたい。

21 常時啓発事業は、国及び地方
公共団体相互において実施する
義務を有するものであり、本年
度は、国においても委託費とし
て一億円の予算措置をしてい
る。

22 選挙法の罰則を強化すること
については、実質犯について検
討いたしたい。
右答弁する。

衆議院会議録第四十号中正誤

頁 段 行 誤 正

七五 自天「第十四条第二項(第十
至二 第二項及び第五十八条に
おいて準用する場合を含む)
の処分をし、又は」
は削る

衆議院会議録第四十三号中正誤

頁 段 行 誤 正

五五 一末二 民主安定 民生安定
五五 三二七 受諾 受諾
五五 五末二 業会 業界

衆議院会議録第四十四号(その一)
中正誤

頁 段 行 誤 正

五三 二末三 八田貞義君 八田貞義君
五三 二二五 提出 提出
五三 四四五 加藤鏖五郎 加藤鏖五郎
五三 四四五 君外二十五 君外二十四
名提出 名提出

衆議院会議録第四十五号(その一)
中正誤

頁 段 行 誤 正

一〇〇 四 八田貞義君 八田貞義君
一〇〇 四 八二五 提出 提出
一〇〇 四 八二五 加藤鏖五郎 加藤鏖五郎
一〇〇 四 八二五 君外二十五 君外二十四
名提出 名提出

昭和三十一年五月十九日 衆議院會議録第四十五号(その二)

一〇四二

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五五 報課